

## 第11回山口県本人確認情報保護審議会議事録

1 日 時 平成26年1月17日（金曜日）13：30から14：30まで

2 場 所 県政資料館第2会議室

3 出席者

（委員）高杉委員、松野委員、松村委員、若崎委員

（事務局）守田地域振興部次長、坂本市町課長外3名

4 議事等

（1）条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

（2）住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

5 配付資料

資料1 山口県本人確認情報保護審議会について

資料2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

資料3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

### ○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから山口県本人確認情報保護審議会を開催いたします。

では、会議に先立ちまして、守田総合企画部次長から御挨拶を申し上げます。

### ○総合企画部次長

皆さん、こんにちは。総合企画部次長の守田と申します。昨年に引き続きということでございますけれども、本人確認情報保護審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

非常にここはうるさい場所でございますので、大変恐縮でございますけれども、この広さですから、マイクは、私は失礼させていただきます。

まず、委員の皆さんには、平素から県政の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことを、ここで厚くお礼を申し上げたいと思います。それから、本日は、またお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本県では住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの安定的な稼働と、そのセキュリティーレベルの向上を図るために、この審議会において皆様から御意見をお聞きしながら、適切な運用に努めてきているところでございますので、おかげさまで、これまで大きなトラブル等もなく、順調に稼働をしているという状況でございます。

一方で、この住基ネットの本人確認情報の有効活用を図るということも求められておりまして、

県の事務においてこの効果的な利用を進めるために、本審議会において御承認いただいた上で、平成19年3月に本人確認情報の利用及び提供に関する条例を公布、施行し、その後、順次その対象事務を拡大をしてきているところであります。

昨年も、中小企業設備近代化資金の債権に関する事務など、3事務についてお諮りして、御承認をいただいたところでございます。

また、この住基ネットに関連する新たな動きといたしましては、皆さんも御承知のとおりでございますけれども、昨年の5月に社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の関連4法が公布されておりまして、この運用においても住基ネットは個人番号の生成や本人確認への活用が予定されるなど、行政事務の基礎情報として、重要かつ不可欠な基盤というふうに位置づけられておりまして、今後、そのセキュリティー対策についても県民の皆さんの信頼を得るべく、引き続き維持・向上に努めていかなければならないというふうに考えています。

本日は、昨年同様に、本人確認情報を利用する新たな事務についてお諮りをして、答申をいただくこととしておりますし、あわせて、住基ネットの運用状況等についても御報告をさせていただくこととしております。どうか忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

#### ○事務局

総合企画部次長につきましては、公用のためここで退席をさせていただきます。

#### ○総合企画部次長

済みません、どうかよろしく、失礼いたします。

#### ○事務局

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

今後の議事進行につきましては、松村会長さんをお願いをいたします。よろしく願いいたします。

#### ○会長

松村でございます。どうか、よろしく願いいたします。

昨年の1月11日に続きまして2回目の会合ということでございます。先ほど、御報告にもありましたけれども、その間、順調に運用されているというところでございますので、その点では安心しております。

このたび、また新たに本人確認情報の追加ということが議事として上がっております。この事項というのは、行政事務の効率化という面からはできるだけ拡大するということになるかどうかは思いますが、他方、やはり個人のプライバシーの問題というものが大変重要になってきますので、この審議会では、そういったプライバシーの保護という観点から皆さんに活発な御議論をしてい

ただきたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

さて、本日は、事務局より議事についての説明を受けまして、その後、委員の皆さんの御質問、御意見をいただくこととしたいと思います。

また、本審議会は、山口県情報公開条例第21条の規定によりまして、原則として公開することとなっておりますが、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合など、議事の内容により非公開とすることができることになっております。

本日は、そのような事項を審議する予定はないと、こういうふうに聞いておりますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局

特に個人情報や法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

#### ○会長

それでは、公開で審議を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、本日の議事全般について事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、本日の審議会における議事全般について、お手元の資料1の1、審議会の概要等、審議事項のところをごらんください。これにより御説明いたします。

会の審議事項は2点ございます。1点目は、本人確認情報保護に関する事項について、知事の諮問に応じ調査、審議し、建議することです。本日の審議会においては、議事で予定しております条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について、知事から諮問をさせていただき、各委員の皆様による審議を経て答申をお願いしたいと考えております。

2点目として、法が禁止しております契約者等に対する住民票コードの告知の要求や、住民票コードをデータベース化するといった違反行為に対しまして、知事が中止命令を発する場合には、本審議会の御意見を聞かなければいけないこととされております。本年度、本県においては、法に違反する事例の発生はないものと、事務局としては認識しております。

このため、本日の審議会では、さきに申し上げました条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について御審議をいただくものであります。

また、法に基づく審議事項ではございませんが、報告事項として、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についても御報告をさせていただきたいと思いますので、あわせて委員の皆様のお伺いをお願いいたします。

以上でございます。

#### ○会長

それでは、議事の法令による本人確認情報の独自利用事務の追加について、この点について事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

まず、先ほど申し上げましたとおり、この議事については、知事からの諮問に対し、審議会から答申をいただくという形になっております。つきましては、後ほど、知事からの諮問書を会長にお渡しいたします。また、ほかの委員の皆様にはコピーをお渡しいたします。

#### ○会長

ただいま「本人確認情報の利用及び提供に関する条例に規定する事務の追加について」ということにつきまして、諮問を承りました。

では、改めて議事、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、議事につきまして、お手元の資料2に基づき御説明をいたします。

それでは、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について、御説明いたします。

まず、条例による本人確認情報の独自利用とは何かについて、簡単に概略を御説明させていただきます。お手元の資料3の5ページ、上段、項番5、本人確認情報の利用状況の中の点線枠組みをごらんください。

参考条文といたしまして、住民基本台帳法第30条の8第1項を記載しております。「都道府県知事は、住基法の別表第5に掲げる事務を遂行するときのほか、条例で定める事務を遂行するときには、本人確認情報を利用することができる」とされております。

つまり、県が独自に条例に規定した事務については、住所、生存の確認等を行うに当たり、紙の住民票にかえ、住基ネットを利用した確認ができるということを規定しております。

次のページの表をごらんください。わかりやすい例で申し上げますと、表の2行目、例えば自動車税の納税通知書を送付した際、宛名不明により文書が戻ってきた場合に、その方の現住所を住基ネットで確認することができるというものでございます。

条例による利用につきましては、現在、県では15区分、48事務について制定されており、昨年度は約2.2万件の利用実績がございました。

本日は、この条例で定める事務について、新たな事務を加えることを御審議いただきたいと思っております。

それでは、資料2に戻っていただきまして、まず、1、前回までの検討状況についてをごらんください。

18年度に条例を制定いたしました。その際に条例に規定した事務は、条例や規則により県

民に住民票の添付を義務づけている事務に限定しておりました。つまり、住基ネットを利用することにより県民の利便性の向上に資する事務に限定していたところでございます。

その後、19年度には本人確認情報の効果的な利用という観点から、行政事務の効率化に資する事務にも範囲を広げ、県が市町に対し住民票の写し等を公用請求している事務につきましても拡大することといたしましたが、セキュリティ一面への配慮から、年間利用件数が10件以上の事務に限定したところでございます。

さらに、20年度の改正において、利用件数の限定をなくし、対象事務の拡大を図ってまいりました。

また、22年度の改正では、住基ネットにおける変更情報、この場合は生存情報になりますけれども、これに着目し、死亡確認のための戸籍謄本の代替としての利用も加えているところでございます。

こうした改正の結果、利用事務は現在48事務まで増加しているところでございます。

続きまして、項番2、今回の検討状況につきまして、住基ネットを利用できる事務は、先ほど申し上げましたように住民に対し住民票の添付を求めている事務、市町に対し住民票の公用請求をしている事務、及び、住民に対して戸籍謄本の添付を求めている事務を対象としているところですが、こうした事務について、住基ネットのさらなる利用を図るため、平成22年度から毎年全庁的に調査を実施しており、今年度も昨年11月に実施したところでございます。その結果、新たに1事務を今年度の追加候補として上げております。

1ページの下を表をごらんください。今回抽出された事務である県営住宅の滞納家賃等の徴収に関する事務について、概要を御説明いたします。

まず、当該事務における本人確認情報の利用の必要性について、次ページで概要を記載しております。

県営住宅の管理につきましては、平成17年度から指定管理制度を導入し、旧住宅供給公社、現在の一般財団法人山口県施設管理財団において実施されてきたところでございます。

従前は滞納家賃等の督促催告業務につきましては、指定管理者によりされてきたところです。いわゆる滞納家賃、修繕費用等の未収金回収事務については、督促状等の文書を貸し付けの相手方、または、その連帯保証人等に送付しているところですが、転居先不明等の理由により書類が返戻されるケースが見受けられております。

こうした際、従前は指定管理者が住民票の請求を行い、新住所を探索してまいりました。昨年度の行政監査におきまして、平成23年度県営住宅家賃に係る未収金が約2億円と、年々減少しているものの、いまだ規模が大きい点が指摘され、滞納者、連帯保証人の所在確認の徹底及び指定管理業務の委託先との業務内容の整理が求められたところでございます。

県としては、こうした監査結果を踏まえ、これらの債権管理については県がこれまで以上に強固に推進していくという立場から、指定管理者との間で業務分担の点検を行い、滞納者及びその連帯保証人に係る債権回収を県が直接執行するという旨を取り決めたところでございます。

こうした背景をもとに、県営住宅の滞納家賃等の徴収に関する事務について、従前の紙ベースでの住民票の公用請求にかえ、行政事務の効率化促進の観点から住基ネットの利用を検討するものでございます。

利用内容といたしましては、例えば請求書類の返戻、入居者の所在不明が判明した際に、滞納家賃、それから駐車場の使用料、損害金等の債権及び敷金債務の返還等について、入居者、退去者、連帯保証人、または、これらの相続人の生存の事実または氏名、もしくは住所の確認を行うものでございます。

他県での条例制定状況は、それぞれ構成は異なるものの、条例制定自治体39のうち7道県で制定されております。

年間の住基ネット利用件数については、現時点で約400件程度を見込んでいるところでございます。

続きまして、4ページ目、(3) これらの事務についてのコスト削減効果及びセキュリティーについて検討しております。

住基ネット端末はコスト削減の観点から、住民が住民票を添付する事務については年間100件以上、県が住民票を交付請求、公用請求している事務については200件以上、「項目番号が」と呼ぶ者あり)失礼いたしました。(4) コスト削減効果及びセキュリティーについてでございます。

住基ネット端末につきましては、コスト削減の観点から、住民が住民票を添付する事務については年間100件以上、県が住民票を交付請求している事務については200件以上の場合、所属に端末機を設置することをこれまでの審議会の中で確認いただいております。

今回の事務については、県庁内の課が使用するため、市町課に設置している端末機を共同利用することとし、新たな設備費は発生させないこととします。また、市町村に対する交付請求が不要となることから、交通費、切手代等のコスト削減効果も見込まれます。

なお、セキュリティー対策においては、利用する住宅課が今回初めて住基ネットを利用することとなるため、利用に先立ち、当課から関係諸規定、利用上の注意事項等について周知徹底を行い、セキュリティー対策の確認を徹底してまいりたいと考えております。

以上から、対応方向について示しているとおり、この事務について独自利用対象事務として追加することとしたいと考えております。

今後の予定といたしまして、本審議会において御了解をいただければ、条例改正案を直近

の議会で提案したいと考えております。条例施行日は4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

**○会長**

ただいま事務局から説明がありましたことについて、委員の皆様から御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

じゃ、私から、非常に利用件数が多い事務がありますよね。これまでの数からすると、どれぐらいの割合になる。これまで利用されている数からすると。今までの独自利用はどれぐらい年間利用されているのですか。

**○事務局**

県全体の利用件数でございますか。

**○会長**

はい。

**○事務局**

昨年度が約2.2万件でございます。

**○会長**

2.2万。今回の事務は割合からするとそう多くない。

**○事務局**

そのとおりでございます。

**○会長**

何かありませんか。ないようでしたら、本件事務を追加するということで。若崎委員。

**○若崎委員**

これは滞納者を探すということで住基ネットを使われているんですが、それは契約者もいらっしゃると思うんですけど、連帯保証人の方にも適用するのということと、あと、契約者がいらっしゃらない場合、その御家族の方を探し当てるのかというのが、私はちょっとよくわからないのでお聞きしたいのですが。

**○事務局**

まず、今回の事務において利用対象として想定しているのは、滞納された入居者の方、及びその滞納者、及びその連帯保証人を想定しております。

つきましては、その御家族の方とかそういった方々については、対象外ということで検索することはできないと考えております。

**○若崎委員**

わかりました。

○会長

ほかにありませんでしょうか。はい。

○松野委員

検索することができないというのは、検索しないということですか。

○事務局

条例上不可能ということでございます。

○松野委員

検索することは端末ですればできるけど、それは法律のことでやらないということですか。

○事務局

条例の根拠が与えられないということで、利用できないということでございます。

○会長

ここに滞納者というのは契約者のことでいいですか。

○事務局

県営住宅等に入居されている方でございます。

○会長

入居者の方というのはつまり。

○事務局

借りていらっしゃる方。

○会長

契約者ですね。

○事務局

はい。

○事務局

資料3の6ページをもう一度ごらんいただきたいと思います。資料3の6ページでございます。先ほど、会長さんのほうからも御質問がございましたけども、これが過去4年にわたる確認の実績でございます。

これは、県の事務の性質上、一番上の項目、地方税法に関する事務あたりでも、上から3段目の督促料、地方税法に基づいて督促状を送ったけども戻ってきたと。こういった場合、やはりその納税義務者の住所等を確認して、地方税法に基づいた徴収を進めるということが必要になるわけでございますけれども、これらにおいても必要以上の個人情報の確認はできない取扱いにしておりますので、今回も同様、入居者の方に。それから、連帯保証人。

で、場合によっては、相続という場合も。そこまでに及ぶ場合もあろうかと思いますが、極め



て事例としてはレアなケースであろうというふうに考えております。

**○会長**

そのほか、御意見、御質問等はないですか。

ないようでしたら、本件事務を追加するという事で御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

**○会長**

特に御異議がないようですので、諮問のあった事項については、適当であるということで答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**○会長**

なお、答申書の作成につきましては、私に一任していただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

**○会長**

続きまして、次第3の報告事項に入りたいと思います。

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について、事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

それでは、報告事項につきまして、お手元の資料3に基づき御説明をいたします。

まず、項番1、これまでの流れについて御説明をいたします。

資料にありますように、住基ネット導入は平成11年度の改正法によるものでございます。

住基ネットは全国一斉に導入されましたが、平成14年の1次稼働、平成15年の2次稼働により段階的に制度が導入され、現在に至っております。

1次稼働では、住民票コードの通知が各個人になされ、行政機関において本人確認情報の利用と提供が開始されました。

2次稼働では、住所地以外での市町村でも住民票を受け取ることができる、いわゆる住民票の広域交付が始まり、住基カード保有者の転出転入手続が簡素化されることとなりました。その後、公的個人認証サービスが開始され、住基ネットとあわせて電子政府への基盤が整備されたところ です。

御承知のように、住基カードは写真つきと写真なしと2種類あり、それを申請者が選択するものでありますが、平成21年4月から、新しい住基カードの発行が始まっております。これは住基カードのICチップに券面事項、氏名、生年月日、性別、住所、写真、有効期限を収納することとし、カード表面とICチップの情報を比較することにより、住基カードの偽造防止を図るも

のです。

その他、偽造防止措置を強化するため、共通ロゴマークとQRコードを印刷することとなっております。

なお、昨年7月から、住民票が作成されている外国人住民について住基ネットの対象となり、外国人住民にも住民票コードが振られ、住基カードの交付が可能となっております。県内の外国人住民への住基カード交付枚数でございますが、11月末現在で累計340枚となっております。そのうち最多は下関市の289枚となっております。

こういったところが稼働からこれまでの住基ネットの主な流れとなっております。

次の説明事項に行く前に、本資料の末尾に御参考ということで、住基ネットの概要図を示しております。10ページでございます。

概要につきましては、昨年度の審議会で既に御承知と存じますので、説明は今回は割愛をさせていただきます。

ページ戻りまして、資料3の1ページ、下の部分、項番2、本県の稼働状況でございます。

機械の故障等でございますが、これまで県内では大きなトラブル等は発生しておりません。全国的にも業務運用が全停止する、あるいは、本人確認情報の漏えいなどの重大な事故は発生しておらず、安定した運用状況にあります。

不正なアクセス等でございますが、住基ネットへ不正侵入されたといった不正アクセス事件の発生はなかったものと認識しております。

ページをおめくりいただきまして、項番3、住基ネット機器の更改について御説明をいたします。

機器更改の必要性でございますが、住基ネットはサーバー等のハードウェアやOS、アプリケーションソフトなどのソフトウェアにより構成されておりますが、それぞれメーカー等により保守期限が設定をされております。

保守期限が切れた製品につきましては故障時の修理等ができなくなるため、住基ネットの安定稼働のためには、定期的な機器更改が不可欠となります。

更改の周期でございますが、一般的に、ネットワーク関連機器の保守期限が6年とされることが多いため、更改周期も6年としております。また、住民基本台帳法に基づき、総務省により指定された指定情報処理機関、住基ネット全国センターでございますが、更改の時期を示しており、全国の自治体は、それに基づき更改をしております。

続きまして、都道府県サーバーの集約化について概況を御報告いたします。

昨年度の審議会でも概要を御説明いたしましたが、住基ネットは、市町村、都道府県、全国の3層構造となっております。都道府県サーバーにつきましては、それぞれの県が自県内にサー

バーを設置し、管理運営をしてまいりました。行政経費の削減が課題となる中、このサーバーの運営費を低減するため、サーバー設置場所を集約し、47都道府県分をまとめて調達、運営、管理することで、コストを下げるという取り組みが検討され、サーバー集約化が全国的に進められております。

本県の対応状況でございますが、先週11日に、関連工事を無事に完了しております。これにより各都道府県単位のサーバーが集約センターに設置をされることになり、各県でのサーバー管理・運営が不要となりました。

これにより本県の住基ネット運営経費が約1,200万円、年間でございますけれども、削減できるのではないかと独自の試算をしているところでございます。

続きまして、住基カードの交付状況等に参ります。住基カードの交付状況をごらんくださいませ。

本県の住基カードの交付状況は、昨年11月末時点でお示しの数字でございます。県人口のうち約5.4%の方が所有している状況です。所有割合につきましては、昨年同期比で約0.7%の上昇となります。なお、全国ベースで見たところ、交付割合は5.79%程度でございます。

運転免許証を返納された高齢者に対して住基カードを無料交付している団体が、県内で下関市、防府市、長門市、周南市、山陽小野田市、阿武町の計6市町でございます。主に運転免許証を持たない方の公的な身分証明書として、次第に定着しつつあると認識しております。

続きまして、住基カードの多目的利用をごらんください。

住基カードにはICチップ上に、市町村が独自に利用できる領域が用意されていることから、各市町村において条例に定めることにより多目的利用が可能となっております。

多目的利用の団体は、平成25年4月1日現在で、全国192団体でございます。昨年度から7団体増加しております。本県では、下関市が自動交付機による住民票の写し等の交付、図書館情報、公共施設の予約等に活用をしております。

なお、全国的に見まして、住基カードの交付枚数が増加している団体は、住基カードの多目的利用に積極的に取り組んでいる傾向が見られます。本県でも、下関市の住基カード普及率は約11%でございまして、2位の和木町を大きく引き離しているという状況でございます。

続きまして、住基カードによる諸証明のコンビニ交付サービスについてごらんください。

住基カードの多目的利用の一環で、コンビニに設置してあるキオスク端末と呼ばれる多目的端末を利用して証明書の交付を受けるものです。タッチパネルで操作し、所定の装置に住基カードをかざし、住所地の団体から住民票等のデータをキオスク端末に送信し、それが印刷されるものとなっております。最大の利点として、コンビニならではの時間と場所にとらわれない証明書の交付を受けることができるという利便性がございます。

また、コンビニ交付サービスを導入している団体の住民であれば、住所地に限らず全国のコンビニで、必要なときに交付を受けることが可能となり、住基カードが全国统一仕様である特徴が活かされております。

セキュリティー対策においては、住民票等のデータをキオスク端末に残さないようにされ、専用回線の使用、専用サイトによる照合、用紙に偽変造対策を施す等により、専用紙による住民票と同等か、それ以上のセキュリティーを確保しております。

次のページでございます。これまでの全国の導入状況でございますけれども、資料にお示しのとおり、現在59団体で導入されており、平成24年度に入ってから16団体が新たに導入をしております。県内の市町におきましては、下関市が平成24年4月から施行をしております。

提供サービスは、住民票の写し、印鑑証明の2種類でございます。それぞれの累計はお示しのとおりでございます。昨年比で約800枚の増加が見られております。

続きまして、本人確認情報の利用状況でございます。

山口県の利用状況について、まず、点線囲みの中をごらんください。先ほども申し上げましたが、本人確認情報は、法や条例に定めがある事務を遂行する場合に利用できることとされております。

住民基本台帳法による事務の利用状況でございますが、現在、37の事務のうち18事務について住基ネットを利用しております。これらの事務につきましては、昨年度約1万4,000件の利用がございました。このうち旅券発給に関する事務が約1万2,000件でございます。

未利用の事務につきましては、該当事例がない、住民票の添付を求めていないといったことを理由として挙げております。

次ページをごらんくださいませ。条例で定める事務における状況に参ります。

先ほど申し上げたとおり、現在は15区分48事務について利用中となっております。利用件数については、全体の利用件数が約2.2万件、そのうち約1.9万件程度を上から4番目の心身障害者扶養共済に関する事務、それから、地方税の収納管理に関する事務で占めております。

続きまして、国の機関、地方公共団体の利用状況に参ります。

平成24年度は、利用件数が約5.3億件の利用となっております。

法別表5の事務に係る地方公共団体による利用は約349万件となっております。山口県では、先ほど申し上げましたとおりの数字でございます。

次ページに参ります。独自利用条例を制定している団体数は、平成25年4月1日時点で39の都道府県でございます。

昨年度においては、千葉県が条例を新設し、8つの県で条例を改正しております。

続きまして、セキュリティー確保対策に参ります。

要綱等の整備状況についてですが、セキュリティー確保対策の1点目として、これら要綱等の整備が上げられます。県、各市町とも総務省等により整備することとされている要綱等につきましては、全て整備済みでございます。

セキュリティーチェックリストによる自己点検でございますが、まず、総務省が作成したチェックリストにより、全市町がそれぞれ自己点検を実施しております。このチェックリストは131項目からなっておりまして、3点満点とするには何に取り組めばよいのかといったことを示した対策案も同時に示されております。チェックリストで3点満点がとれるよう、対策案に従い、市町みずからが取り組んでいただくことで、安全な運用が維持されているところでございます。

続きまして、監査法人による監査でございます。

システム運営監査と申し上げまして、監査法人による監査を受検しております。自己点検では3点満点でも、監査法人による指摘を受け減点される項目が見受けられるなど、外部からのチェックについては各市町のなれによるセキュリティー対策の甘さを是正するものとして、受検した市町からも評価をされております。なお、本年度は光市が受検する予定となっております。

なお、昨年度受検いたしました田布施町では、全131項目中67項目について監査法人から指摘があり、全ての指摘項目は平成25年4月中に措置済みとなっております。

県では、昨年10月に、田布施町、それからその前年に受検をいたしました周南市について、指摘項目の改善状況の現地確認を行うなど、監査の適切なフォローアップを行っております。

なお、システム運営監査は、総務省、それから地方自治情報センターが実施したものと、県が実施したものを合わせますと、県内の全ての団体で受検が終っており、現在、2周目に入っております。

次のページに参ります。4点目のセキュリティー対策として研修会がございます。

総務省及び住基全国センター共催の研修会では、さきに述べましたチェックリストの説明、基本的なセキュリティー対策、住基ネットの運用の変更点等について研修をしていただいております。

システム運用において肝心なのは、やはり各団体の職員のセキュリティーに対する意識、知識であると考えております。研修会の開催による人的なフォローをしっかりとやってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

## ○会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたことにつきまして、委員の皆さんのほうから御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。松野委員。

## ○松野委員

8ページ目のセキュリティーチェックリストによる自己点検とかがあります。これは昨年も聞いた気がするんですけど、もうこれはほとんど3点満点がずっと続いていて、僕も学校に勤めていますけど、ずっと満点の試験は意味がないので、しかも、何かあんちょこがあるという話です。3点をとるために。これは、県の仕事じゃないのかもしれませんが、ガイドラインに沿ってやられていることだと思うんですが、もうちょっと何か試験のレベルを上げたほうがよろしいんじゃないかと。僕ら大学の教員は、これ、こうした試験は確実に指摘されることになっているものですから。もうちょっと改善を何かの機会に総務省のほうに求めたほうがいいんじゃないかという気がします。

それと、あとは、もう一つは、9ページの研修会の開催ですけど、これは県の職員の方がこの研修会に出ておられるんですか。どういう人が出られるんですか。

## ○事務局

まず、御質問の1点目でございます。自己点検につきまして満点が続いている点でございますけれども、このチェックリストの質問項目につきましては、総務省が毎年作成したものを使用しております。

で、御指摘のとおり、その内容が陳腐化している可能性というものは否定できないと考えておりました。こうした御意見があったということは総務省のほうにも伝えさせていただきたいと考えております。

県といたしましては、自己点検だけではセキュリティーレベルが維持できないと考えておりますので、外部監査の積極的な受検を促すなどによって、市町のセキュリティーレベルの向上も今後とも図ってまいりたいと考えております。

それから、御質問の2点目でございます。研修会の参加者でございますが、これは各市町における住民基本台帳事務の担当者が対象となっております。

## ○松野委員

毎年変わらんのですか。同じ人が出ることもある。この研修会に出る人。

## ○事務局

各市町で御判断いただくことになるんですが、適切な。

## ○松野委員

これ、市町の。

## ○事務局

市町でございます。

## ○委員

ああ、市町はそうですね。わかりました。全市町で出ている研修会。

**○事務局**

そのとおりでございます。

**○会長**

ほかにありますでしょうか。高杉委員。

**○高杉委員**

サーバーが全国に集約化したということでしたね。で、経費削減になっているということですが、単純に考えて、今まで置かれていた物が一つになると、一つに問題が起きたときに、それが全国に及ぶんじゃないかという懸念が一つと、また、逆に、全国に集約になったということは、今までは、私たち行政書士の場合、写し等を交付請求するんですが、そういうのが地元で、県外でも取れたりとかという方向になる可能性とかあるのかなど。

**○事務局**

都道府県サーバーの集約化についてでございますけれども、1カ所に機能を集約するということで、万が一の事故等が発生したときのことを御指摘かと存じますけれども、適切にそのバックアップ体制というのは国のほうで責任を持ってされていると認識をしております。

で、個人情報の漏えい等がないようにセキュリティーレベルについては厳重に確保されていると説明を受けておりますので、県としても、そういった事態がないように注視しているところでございます。

あわせて、これまでの運用のやり方が変わるのかという御質問でございますが、集約化されたことが、イコール、そういうこれまでの住基ネットの運用から変更されるというものではございません。今まで各県にあったサーバーが全国1カ所で運用されるという、ただそういうことでございますので、今までどおりの業務運営のやり方でございます。特に変更ということではございません。

**○高杉委員**

やはり地元じゃないと、今現在はとれないということですよ。で、先々、そういう県外のものでもとれるようになるような方法はあるんでしょうか。

**○事務局**

今のところ、その住基法の改正とかがございませぬので、現在の運用のやり方が継続されるものと考えております。

**○高杉委員**

もう一つ聞くんですけど、住基カードの交付が最初第1次以降は、マスコミに取り上げられて、最近余りそういった住基カードに関して、つくりましょうとか、つくってくださいとか、そ

ういうアピールとかが余りないと思うんですけど。私も運転免許証を返戻したいときに、こうした各取組みを市町村でやっているということですけども、それをもっとほかの市町村にも広げたらということと、あと、いろんなコンビニでとれるような、下関が断トツでいろんなのをやっていますよね。それは何か理由があるのですか。

## ○事務局

住基カードの普及割合についての御指摘かと思えますけれども、現在、先ほど御説明したとおり、約5%から6%ということで、まだまだ普及させていかなければならないのではないかと考えておりますが、総務省のほうでも、この住基カードの普及について、普及啓発・PRを進めておりますので、県としても、その普及啓発がどういった形でできるか検討が必要かと思えますけれども、国と一体となって、市町村とも一体となって啓発等は進めていかなければいけないかなと考えております。

下関市が多い理由でございますが、やはり人口規模が一番大きい点が高いのではないかと考えております。

## ○事務局

つけ加えさせていただきますけど、住基ネットワークだけじゃなくて、今は、もはやネットワークシステムは行政にとって不可欠なものでありますし、各分野にシステムがございます。

ただ今、下関は人口規模が大きいと申し上げましたけども、下水道もですけど、やはりネットワークシステムの構築なり、行政サービスの付加価値を高めるという取り組みを進めようと思うと、どうしてもお金がかかるんです。大きなやはり予算が必要になってくる。小さな町も山口県内には何町かございますけれども、例えば、先ほど外国人住民のネットワークへの組み込みという話がありましたけど、昨年実施したんですけど、町によっては外国人の方がほんのわずかしきいらっしやらないというような状況の中でも、やはり最低限数百万円のそのシステム改修の費用がかかるということになると、もともとのその予算規模と、この分野に投入すべき予算額との比率から考えたときに、やはりその負担の重みの違いが市町によって違って来る、財政規模によって違って来るというような現状もありますから、その辺のところは、なかなか一律に、ここまで行政サービスを付加してくださいと、カードの普及に努めてください。カードが普及するように、そのシステム上の付加価値を高めてくださいという法的な措置というのは、なかなか現実的には難しいという状況もございますので、御理解をいただけたらというふうに思います。

## ○会長

ほかにありますか。どうぞ。

## ○松野委員

今ので。それと、使えるものだったら、使うとって、使うんならですね。その一つの典型



の例が下関市でございますね。だから、証明書自動交付、図書館情報、公共施設での健康診断の結果まで閲覧できるわけです。

で、下関は、こういうように特別に理解があつて、予算をかけてでもやろうということでやられたんだと思いますけど、ほかの市町においても、山口県に限らず、こういうことをやらないと、まず住基カードは普及しないというのは間違いないです。

だから、やはりやってほしいのは、ほかの市町でも、住民サービスの向上であるものだから、やられるのがいいのはわかっているんですけども、逆に、なぜほかの市町はできないのか。今の予算のこととかもあると思うけど、でも、周南とか、岩国とか、山口もそこそこの市でもあるわけですね。ですから、なぜできないのかという視点でその辺を洗って、もし、その辺がサポートできるようなことが県でできるのであれば、そういうことを考えていったほうが、こういう住基カードをふやす、発行枚数をふやすのには効果が上がるだろうと。だから、ちょっとその辺で住基カードをふやすことの活動も、少し作戦を立てて考えるというかな。

これは国のレベルからいうと、国は恐らく電子政府がやりたいんだろうと思うんですけど、全部です、いろんなことを。それに対して、いろいろ抵抗される人も、もちろんいろんな団体で、いいことも、悪いこともあります。いると思いますけども、こういうふうな住基のサービスがやはり市民レベルで普及しないと、それ電子政府にはどうしても向かっていけないだろうと思うんです。だから、そういう意味では、国の施策とも呼応するような話だろうと思うので、僕自身は便利になったほうがいいと思っていますけれども、こういうのが普及するとですね。ちょっと、市町でも普及するような作戦をちょっと練っていただくとよろしいと思います。

## ○事務局

今御指摘ございました意見はごもっともな御意見でして、参考にさせていただきたいと思いますが、確かに先ほど極端な例を話しましたが、人口が数千人近い小さな規模の団体、予算だけじゃなくて、人材にも限りがありますから、なかなか詳しい職員を養成するというのも難しいというようなこともあります。県下6町においては、クラウドの共同整備を進めようとしております。ですから、小さなところは小さなところなりに共同して維持といいますか、共同できるものは共同して取り組んでいこうという取り組みも進んでおりますし、住基の方の担当者の集い、会議も年に定期的に会議をやっておりますから、そちらのほうで下関市あたりの取り組み事例を十分参考にさせていただくような、そういった取り組みも進めて、今、御指摘のあったような方向で、町みずからがそうした住民サービスの向上に努められるように啓発を図っていきたいというように思っております。

## ○会長

ほかにありますでしょうか。はい。

## ○事務局

あと、今の住基カードなんですけれども、それがマイナンバー制度とかいう話がございましたけれども、あれによって、個人番号カードというのがみんなに配られて、住基カード自体はなくなってしまう。これに全部入ってしまうという形になる予定になっています。

そうすると、みんながその番号カードを持っていくということになるので、そうすると、今言ういろんな多目的な利用も、今ある多目的利用の部分もその個人番号カードに引き継がれることになっていますので、それと同時に、いろんな形でその使い方というのが出てくるのかなと思いますので、そのあたりまた、ひとつ県の方でできることを、支援できるかなと考えています。

## ○会長

ほかにありますか。ちょっと私のほうから。生体認証システムが何か導入されるということで、これについては、行政事務で利用する担当者が登録するのか、今言われた本人ですね。本人のほうも関わるんですか。

## ○事務局

生体認証でございますが、これは住基の端末を操作する権限のある職員が、現在、ICカードとパスワードを付与されてログインすることができるようになっているんですが、それに代わるものとして生体認証を導入するものでございます。

## ○会長

そうすると、担当者になった時点でその生体認証を登録して、利用するごとにそれで認証していくと。で、担当者を外れたら、それが抹消されると。

## ○事務局

そのとおりでございます。

## ○会長

やっぱりよくわからんですが、これに登録したら、もう特定の名前とか全部出てくるんですか、認証すると。

## ○事務局

ログインするための手のひらの静脈パターンを機械で読み取って、正当なログインする権限がある者かどうかを機械的に判断をするということです。

## ○会長

で、判断する段階で、このログイン者がどこのだれかというのも。

## ○事務局

登録できるようになります。

## ○若崎委員

それは何人ぐらい登録するんですか。

○事務局

県庁では約200名程度が、出先も含めてでございますが、200名弱の者が住基端末を利用する権限を与えられています。それらが、ICカードから生体認証形式に移行するというものでございます。

○会長

担当者がかかわるとき、取り消しとか、新たな登録とかをきちんとしないといけないと。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。

○会長

ほかにありますでしょうか。

では、せつかくの機会ですから、先ほどの報告事項にかかわる委員の皆さんのほうから御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、これもちまして、本日の議事及び報告事項を終了いたします。皆様の御協力を感謝いたします。どうもありがとうございました。

○市町課長

委員の皆様方には貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございます。ただいまいただきました御意見の中には、県のみでも対応できること、あるいは、県と市、町が共同して取り組むべき必要のあるものがあると。それから、県市町だけじゃなくて、国のほうにきちんと提言していく、要望して必要のあるものと、いろいろございますけれども、今後ともこの審議会の趣旨とその目的であります住基ネットの安全確保につきまして、努力をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

今日は、どうも本当にありがとうございました。